（弁護士法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「及び第三章」を「、第三章及び第四章の二」に改める。

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四十三条の十五及び第四十九条の二

二　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六十四条の二

三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の三

四　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百三十八条

（国籍法の一部改正）

第五条　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（行政手続法の適用除外）

第十八条の二　第十五条第一項の規定による催告については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の三の規定は、適用しない。

（航空法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第三章」の下に「及び第四章の二」を加える。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条の三第三項

二　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第三十六条の二

三　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十三条

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第七条　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十九条中「処分」の下に「及び行政指導」を加え、「第四章」を「第四章の二」に改める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第八条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

5　第三項の規定による指示については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の三の規定は、適用しない。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十一号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第一条　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第七条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

3　内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5　前二項の規定は、指針の変更について準用する。

（指導及び助言）

第八条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

第八条の次に次の一条を加える。

（勧告及び公表）

第八条の二　内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第七条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第九条第一項中「命令」の下に「又は前条第一項の規定による勧告」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十条の見出し中「差止請求権」を「差止請求権等」に改め、同条中「適格消費者団体」の下に「（以下この条及び第二十一条において単に「適格消費者団体」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、事業者が不特定かつ多数の一般消費者に対して前項各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が同項の規定による請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができる。

3　前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第一項の規定による請求をする権利の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第十二条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条第三項中「公正取引委員会」の下に「、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官」を加え、「前項」を「前二項」に、「速やかに」を「政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第六条の規定による命令又は第八条の二第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第九条第一項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。